附　則

1　この省令は、令和二年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第十号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

備考　表中の「」の記載は注記である。

改正後

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／国又は地別／単位	［略］	クロアチア	コソボ	ジョージア	［略］
		クーナ	ユーロ	ラリ	
一般入国査証		45	6	19	
数次入国査証		45	6	19	
通過査証		5	1	2	

改正前

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／国又は地別／単位	［同上］	クロアチア	［項を加える。］	ジョージア
		クーナ		ラリ
一般入国査証		45		19
数次入国査証		45		19
通過査証		5		2